明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（一七四）　二
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（一七五）　一〇
○検疫法施行令の一部を改正する政令（一七六）　一〇
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**八）　一〇
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**財務**二四六～二四八）　三
〔**官庁報告**〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一四
国家試験
平成二十二年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社高速道路工事完了、企業年金基金設立関係　九〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　九三
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（外務省）

1　在ベトナム日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二二年八月一日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（消費者庁）

1　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二一年法律第八五号）の施行に伴い、公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の法律にこの法律を追加することとした。

2　この政令は、平成二二年八月一日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（厚生労働省）

1　船舶又は航空機の乗組員等及び外国に行こうとする者に対する診察等の手数料の額を実費を勘案して引き上げることとした。（別表第二関係）

2　検疫感染症以外の感染症に関する診察等の手数料の額を実費を勘案して引き上げること等とした。（別表第二の二関係）

3　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。